

こどもエコすまい支援事業における設計変更相談窓口の開設 (R5.1.31)

設計変更相談とは

令和4年11月8日以降に対象工事(基礎工事より後の工程の工事)へ着手する新築住宅について、当初計画していた住宅の省エネ性能がZEHLレベル未満であって、こどもエコすまい支援事業を利用するため省エネ性能をZEHLレベル以上に変更しようとする場合に、スムーズな設計変更を行えるよう、事務局が紹介する建築士等の専門家が、住宅事業者の設計者の求めに応じて無料で具体的なアドバイスを提供する相談窓口を開設します。

◆ 相談にあたっての留意事項 ◆

- ・相談は無料ですが、通信費は相談者の負担となります。
- ・メール、電話、テレビ会議等による相談となります。
- ・設計変更の結果、工事費用の増加分が補助額を上回る場合があります。
- ・相談員が、設計図書の作成を代行することはできません。

相談の対象

本相談における相談対象は、以下の通りです。

- 住宅事業者の設計者からの相談であること(消費者の方は住宅事業者にご相談ください)
- 具体的な建築予定があること
- 建築予定の住宅が、ZEHLレベルの省エネ性能(強化外皮基準かつ再生可能エネルギーを除く一次エネルギー消費量▲20%に適合するもの)であり、令和4年11月8日以降に基礎工事より後の工程の工事に着手するものである等、本事業の要件に適合するものであること

相談の流れ

